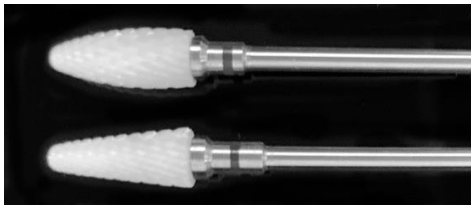


歯 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研削器材 70908000

ジルコニアホワイトバー

【形状、構造及び原理等】



1.構造

作業部および軸部で構成される。

(1)作業部：ジルコニアに酸化カルシウム等の安定化剤を添付し固溶したセラミック。硬質化合物の粉末を金属の結合剤と混合して焼結したセラミックと金属の複合材。

(2)軸部：ステンレス鋼、カーバイト鋼、フルジルコニア

2.形状

球形（3 mm～6 mm）、円錐形、砲弾形、テーパー形、ニードル形、及び複合形

3.原理

本材は歯科技工用エンジンに軸部を装着し、回転させることにより、研削砥粒を含有する作業部で歯科技工物の研削を行う。

【使用目的又は効果】

歯科技工用エンジン等に装着し、補綴物等の研削に用いる回転式の研削器具をいう。

【使用方法等】

1.操作方法

- (1)本材を歯科技工用エンジンに装着し、回転させる。
- (2)被研削体に押し当て、研削を行う。
- (3)作業部に目詰まりが生じた場合は、必要に応じてカーボランダムポイント等でドレッシングを行う。
- (4)最高許容回転速度は 25,000rpm とする。

2.使用方法に関連する使用上の注意

- (1)ハンドピースメーカーの指示に従って、シャンクを確実に奥まで挿入して半チャックでないことを確認すること。
- (2)使用前に予備回転を行い、芯振れがないことを確認すること。
- (3)頭部の細いもの、長いもの、大きい形状のものは、折れたり曲がったりすることがあるので、無理な角度や過度の加圧での使用は避けること。

【使用上の注意】

- 1.指定の最高許容回転速度を超えて使用しないこと。
- 2.変形、亀裂、損傷（錆、表面キズ、曲がり、汚損等）のあるものは使用しないこと。
- 3.本材を記載の用途以外には使用しないこと。

- 4.洗浄する場合には、水溶性遺物は水で、脂溶性遺物はアセトンで洗浄し、直ちに乾燥させて下さい。
- 5.本材を使用して研削・研磨する際には、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等を使用すること。
- 6.目の損傷を防ぐために、保護眼鏡等を使用すること。

【保管方法及び有効期間等】

- 1.水分・腐食性薬剤およびその蒸気の暴露を避けて、外圧（物理的負荷）および汚染を受けないように保管すること。
- 2.本材は歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者

大栄歯科産業株式会社

電話：06-6441-3332